

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋2階南東付近に仮置している資材の仮置表示の許可期限が過ぎていることが認められたため、仮置表示の期間を延長	D	
2	1号機	原子炉建屋3階原子炉冷却材浄化系ポンプ室北側壁面上部と東側壁面上部の電線管接続箱にネジの外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
3	3号機	廃棄物処理建屋2階換気空調系排気ダクトの点検において、腐食により穴及び亀裂が認められたため、当該ダクトを修理	D	
4	3号機	ページング装置（硫酸第一鉄注入装置付近に設置）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）軸受給油圧カスイツチの点検において、接点の動作不良（チャタリング）が認められたため、当該圧カスイツチを交換	D	
6	4号機	主蒸気隔離弁内側弁（D）の点検において、リミットスイッチ用フレキシブル電線管の外被に損傷が認められたため、当該電線管を修理	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系の高感度排ガス放射線モニタ装置の点検において、無停電電源装置の蓄電池に劣化が認められたため、当該蓄電池を交換	D	
8	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）のガバナ駆動装置軸受の浸透探傷検査において、軸受部に指示模様ที่認められたため、当該部を修理	D	
9	4号機	定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査）の事前確認検査において、模擬信号投入用ケーブルに外れが認められたため、当該ケーブルを取付	D	
10	4号機	不活性ガス系窒素ガスパージ弁（4台）の弁間漏えい試験において、管理値を外れる漏えいが認められ、試験が不成立となったため、対応検討	D	
11	4号機	原子炉建屋5階気水分離器等貯蔵プールゲートの修理工事において、ゲートのシール用中空ゴムパッキンに空気圧を加圧したところ、中空パッキンが破損したため、当該パッキンを交換	C	
12	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-23）の冷却水入口弁の浸透探傷検査において、指示模様ที่認められたため、当該弁を交換	C	
13	4号機	復水貯蔵タンク南側の地面に陥没（50cm×30cm×深さ50cm程度）が認められたため、当該箇所を点検・埋め戻し	D	
14	4号機	主蒸気逃がし安全弁（G）の機能検査において、弁棒移動長さに不足が認められたため、当該弁を調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	主発電機密封油装置警報の試験において、シール油ストレーナ差圧高の動作値に管理値外れ及び発電機内ドレンレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを調整	D	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用空気圧縮機アンローダー用電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁一式を交換	D	
17	5号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（C）の点検において、ポンプ吊上代に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）冷却海水系の水張り後の系統復旧作業において、床面に水が溜まっている（約7リットル、汚染なし）のが認められたため、対応検討	B	10月23日再審議にてグレード変更 C → B
19	5号機	無停電電源装置設備検査において、検査要領書の誤記に気が付かず検査を進めたことが認められたため、対応検討	C	
20	6号機	試料採取系給水金属採取ラック内の採取試料冷却器の冷却水側に詰まりが認められたため、当該冷却器を点検・清掃	D	
21	6号機	試料採取系給水金属採取ラック入口弁の開閉表示ランプに点灯不良が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
22	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（B）プロセス空気フィルタの差圧計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該差圧計検出配管を点検・清掃	D	
23	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（A）上部蒸気トラップの保温材カバー金具に破損が認められたため、当該金具を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで